

## 政務調査による研修報告書

報告者 森田明彦

研修先 (財) 全国市町村国際文化研修所

研修日時 平成 26 年 5 月 12 日 (月) 16:00~16 日 (金) 12:00

場 所 滋賀県大津市唐崎 2 丁目 13 番 1 号

研修内容 新人議員のための地方自治基本「5 日間」コース

参加者 森田明彦 増田朝子 以上 2 名

### 今回の研修のポイント

議員初当選後 4 ヶ月が経過し 3 月議会定例会を経験、この間先輩議員諸氏の指導を受けながら議会人として多少道が見えてきた感があるが、このたび上記研修所に於いて「新人議員のための地方自治基本コース」を受講、議員として基本的な「地方自治制度の基本について」「地方議会制度について」「地方議会改革の課題と議会制度」「地方議員と政策法務」「地方議会と自治体財政」「分権時代の地方議会（議員）に期待されていること」等のカリキュラムで座学と条例演習・意見交換・全体討議・発表まで濃厚な内容に期待をし、議会人としての基礎的なこと（考え方）を身に付ける目的で研修に臨んだ。

また全国の市町村議員の方々（68 名）との交流・意見交換も目的の一つであった。

### 内 容

5 月 12 日 (月) 16:00~17:00 開講式・オリエンテーション

17:30~受講者同士の交流会・意見交換

全国の市町村から 68 名の 1 期目議員が参加、様々な地域の方と交流および意見交換ができ親睦を深める事が出来た。

5 月 13 日 (火) 9:25~12:00 【講義】 地方自治制度の基本について

首都大学東京 大学院社会科学部教授 大杉 寛 氏

- ・ 日本国（国家）→国の政府：地方の政府（自治体）
- ・ 地方分権：国と地方の関係を「上下・主従」から「対等・協力」へと転換
- ・ 地方自治の憲法保障
- ・ 地方自治の本旨～地方の自立性尊重では憲法第九十二条および九十三条で自治体と議会について保障している
- ・ 地方自治と住民、二代表制、自治体の区分と事務権限
- ・ 自治体間連携の新展開、地方分権改革、人口減少時代の自治体経営を学ぶ。

〃 13:00~14:30【講義】地方議会制度について

総務省自治行政局行政課地方議会企画官 田中 義斉 氏

- ・ 第30次地方制度調査会答申について
  - わが国の総人口は2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は1000年単位でも類を見ない急激な減少。
- ・ 地方自治法の一部を改正する法律案の概要
  - 指定都市制度の見直し ○中核市制度と特例市制度の統合 ○新たな広域連携制度の創設
- ・ 地方分権改革の進展
  - 個性を活かし自立した地方を作る
- ・ 地方議会のあり方に関する研究会について
  - 議会基本条例の制定 ○住民と議会との意思疎通の充実 ○議会における審議の充実 ○議会の議決事件の拡大 ○事務局機能の充実

〃 14:45~17:20【講義】地方議会改革の課題と議会制度

新潟県立大学国際地域学部準教授 田口一博 氏

- ・ 「地方議会」 地方⇄中央、国会
  - 日本国憲法に「議事機関を設置する」と保障されている
  - 地方議会は国会法をそのまま適用
- ・ 「議会改革」行政改革、議会活性化
- ・ 地方議会制度改革の流れ
  - 戦後改革＝日本国憲法・地方自治法の制定
- ・ 議会の課題の認識と改革
  - 問題解決（対応）のための解決か ○改革のための改革か
- ・ 議会改革の実施主体
  - 検証に基づいた政策作り ○証拠提出は執行部、どう対処するかを質問

5月14日（水）9:25~12:00【講義】地方議員と政策法務

北海道大学公共政策大学院教授 原田賢一郎 氏

- ・ 政策法務とは何か？
  - :自治体における「政策」
  - =当該自治体が目指していく目標と目標達成のための戦略を言う
  - :自治体における「法務」
  - = ○条例や規則を制定する「立法法務」 ○訴訟に対応する「訴訟法務」 ○法令や条例を解釈・運用する「解釈法務」 ○法的な理論武装を行う「政策提言法務」などを言う

〃 13:00～15:35【演習】 条例演習・意見交換

北海道大学公共政策大学院教授 原田賢一郎 氏

- ・ 事前に配布されていた5市町村の「議会基本条例」を読み込んで留意事項などをふまえて演習に臨んだ
- ・ 演習では9班に分かれ其々の市町村で共通する事項、特色のある事項など抽出またそれらを活かし解決すべき課題などをワークシート方式で行った、

〃 15:50～17:00【演習】 発表・全体討議・まとめ

北海道大学公共政策大学院教授 原田賢一郎 氏

- ・ 9班其々でまとめた内容・課題・目標を班毎に発表、最後に原田先生より講評とまとめをして頂いた

5月15日（木）9:25～15:35【講義】 地方議会と自治体財政

地方公共団体金融機構地方支援部長兼総括主任研究員 緒方俊則 氏

1、 予算・決算について

- 予算の意義 = 一会計年度（4月1日～翌年3月31日）の歳入と歳出の見積もり
- 予算の種類 = 当初予算/補正予算・通年予算/暫定予算・骨格予算/肉付け予算  
一般会計予算/特別会計予算
- 予算の編成から成立までの流れ
- 予算（当初）は約半年かけて自治体の全組織を挙げて作られる  
・ 決算書
- 歳出予算計上の視点・目的別歳出・性質的歳出・人件費の動向・地方債残高、等

〃 15:50～17:00【意見交換・質疑応答】

地方公共団体金融機構地方支援部長兼総括主任研究員 緒方俊則 氏

二元代表制の議会の役割として実質収支比率、歳入と歳出のバランスをチェックしなければいけない、

5月16日（金）9:25～12:00【講義】 分権時代の地方議会（議員）に期待されていること

元 人事院総裁 中島忠能 氏

- ・ 21世紀に入り、地方公共団体の権限と自由度は拡大し責任は重くなってきた
- ・ 議会は監視機能を発揮したか
  - なぜ、夕張市議会は累積赤字353億円に気付かなかったのか
- ・ 政策条例の議員提案が少なすぎる
  - 首長提案の「追認」のみでは、議会の存在価値がない

- 「三ナイ議会」という非礼な言葉を流行らせてはいけない
- 地域実態を熟知した上で住民と意見交換を重ね、地域のニーズに応えうる政策条例の制定に努めるべき

## 2、団体意思決定機関として、行政監視機関として

- ① 地域（とくに周辺部）住民の声を市町村の政治・行政に反映させる  
現実を無視する事の無い様に、実体に合った行政であるかどうか  
議員の活動を住民に公開をする
- ② 議会は二元代表制の一方の機関として「民主的議論」を実践して欲しい

## 3、地方分権の推進

- 国から市町村への権限委譲
- ・ 行政基準を「国の法令」で定めていたものを「条例」で定めるように改正
- ・ 行政執行の際に大臣や知事の承認・協議等が必要だったが、廃止又は事後の届出に改革  
これらの改革は、国の省庁との折衝を少なくして、住民との折衝・意見交換に時間を  
費やし、丁寧に行うことを期待してのものである、住民の声を出来るだけ行政に反映さ  
せることが期待されている。

## 〃 12：00～12：15 閉講式・事務連絡

閉講に先立ち、研修所 田中 健 学長より 5 日間の研修を全員で終了出来た事への労いと、各地域における活躍を期待しての挨拶を頂いた。

次に、平成 26 年度市町村議会議員研修「5 日間コース」

(新人議員のための地方自治基本コース)

修了証書(第 502 号)を授受、その後解散

## 視察研修の感想

議会人としてスタートしたばかりで地方自治制度の基本・議会制度・政策・条例・自治体財政・地方分権など比較的基本的な研修を受講した、

座学が中心であったが、政策的な言葉の意味・使い方など大変参考になった、

特に 3 日目の議会基本条例の学習・演習については、当市議会においても条例の見直しを行っており検討委員の一人として多少役に立てたことは時機を得た研修機会であった、

各講義も地方にあってはなかなか受講する機会を持ってない一流の講師陣であり今回の研修はとても良かった、

今後も今回の研修の成果を活かし地方議会人として精進していきます。